

答申第 836 号

諮問第 1495 号

件名：人事課監察室で保有する文書全ての内で“文書が広い”と考えられるものの不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 5 月 12 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 26 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

請求人は決定通知書に記載のある様な補正は行っておらず、補正があったとする言い分は総務部人事局人事課監察室（以下「監察室」という。）・服務グループと特定の職員に依る捏造であるが故に当該不服を申し立てる旨。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を管理しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

ア 本件開示請求は、監察室に対してなされたもので、本件開示請求書の「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」欄には、「人事課監察室で保有する文書全ての内で“文書が広い”と考えられるもの」と記載されていた。

イ 本件開示請求があった際の審査請求人の発言によれば、本件開示請求は、愛知県豊田加茂建設事務所が別件開示請求について発出した決定期間延長通知書において、延長の理由として、開示請求に係る文書が広く、短期間に行政文書を探索し、決定することが困難であると記載されてお

り、その記載の中の「文書が広い」の意味を確認するために行ったとのことであった。

ウ 監察室としては、前記イを踏まえたとしても、本件開示請求書の「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」欄の記載が開示請求の対象となる行政文書を特定するために必要な事項として十分でないものと考えざるを得なかったことから、本件開示請求書の補正を依頼することとし、平成 28 年 5 月 23 日に、監察室の特定の職員から審査請求人に対し、補正依頼文書を郵送する旨を電話により連絡した。

その際、審査請求人からは、補正依頼文書の送付を拒み、補正には応じない旨の発言があった上で、「文書が広い」とは A0 サイズの文書であるとして口頭により補正があったとすればよいとの発言があり、審査請求人からの申出であることから、審査請求人に対して、口頭により補正があったとして処理する旨を伝え、了解を得た。

エ 以上のことから、本件請求対象文書は、監察室で保有する文書全てのうち、用紙の大きさが日本工業規格 A 列 0 番である文書と解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

日本工業規格 A 列 0 番の用紙は、短辺 841 ミリメートル、長辺 1,189 ミリメートルの大きさであり、行政文書を作成する際に原則として用いられる A4 判の用紙の 16 倍もの面積となるが、監察室においては、そのような大きさの用紙をあえて使用する必要がある事務は行っていない。

したがって、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないため、不存在による不開示決定を行ったものである。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件審査請求書において、「請求人は決定通知書に記載のある様な補正は行っておらず、補正があったとする言い分は総務部人事局人事課監察室・サービスグループと特定の職員に依る捏造である」と主張している。

本件開示請求に係る行政文書不開示決定通知書には、「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」欄に「人事課監察室で保有する文書全ての内で“文書が広い”と考えられるもの（“文書が広い”とは A0 サイズの文書のこと）」と記載している。これは、本件開示請求書の「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」欄に記載された文言とともに、口頭により補正のあった内容を括弧書きで付記したものである。

そして、口頭により補正があった経緯は前記(1)で述べたとおりであり、開示請求者宛てに送付する決定通知書に、補正のあった内容として虚偽の

内容を記載する理由がない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

ア 本件開示請求書の表面には、「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の欄に、「人事課監察室で保有する文書全ての内で“文書が広い”と考えられるもの」と記載され、続けて、「“文書が広い”とは A0（エイゼロ）サイズの文書」であることを電話にて確認」との記載とともに、確認をした日時及び監察室の特定の職員の名前が記載されている。

また、本件開示請求書の裏面には、「補正依頼を郵送するため、その旨を電話したところ、“文書が広い”とは A0（エイゼロ）サイズの文書として、口頭により補正したとしてくれればよいとの発言があり、口頭により補正があったとして事務を進めることで了解を得た」との記載とともに、聞き取りをした日付及び監察室の特定の職員の名前が記載されている。

イ ところで、審査請求人は、決定通知書に記載のあるような補正は行っておらず、補正があったとする言い分は監査室サービスグループ及び特定の職員による捏造である旨を主張しているので、まず、この点について判断する。

ウ 当審査会において実施機関に確認したところ、本件開示請求書の記載が開示請求の対象となる行政文書を特定するために必要な事項として十分でないものと考えたことから、審査請求人に対し、補正を依頼する文書を郵送したい旨電話をしたところ、審査請求人は、補正依頼文書の送付を拒み、補正には応じない旨の発言をした上で、重ねて補正依頼文書の送付を打診した監察室の特定の職員に対し、“文書が広い”とは A0 サイズの文書であるとして口頭により補正があったことにすればよいとの発言をしたとのことである。そして、監察室の特定の職員は、念のため、その日にもう一度、審査請求人に電話をして、口頭により補正があったとして処理する旨を伝えて了解を得た上で、本件開示請求書の裏面にそ

の経過を記録したとのことである。

エ 条例第 6 条第 2 項は、実施機関が開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、その補正を求めることができると規定しており、本件開示請求書の表面及び裏面に記載された内容からすれば、前記ウの実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

オ 以上のことから、本件請求対象文書は、実施機関が主張するとおり監察室で保有する文書のうち、用紙の大きさが日本工業規格 A 列 0 番の文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 実施機関によると、監察室において、日本工業規格 A 列 0 番の用紙を使用する必要がある事務は行っていないとのことである。

イ 当審査会において、愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則第 21 号）を見分したところ、監察室の所掌事務が同規則第 4 条第 17 項において、「職員の懲戒、服務その他人事に関すること。」、「職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること。」及び「職員の規律の保持及び事務処理の監察に関すること。」と規定されていることが認められた。

ウ 監察室が所掌する事務は、前記イのとおりであり、その内容を踏まえれば、本件請求対象文書が存在しないとする実施機関の説明を覆す特段の事情もうかがわれない。

エ 以上のことから、本件請求対象文書を管理しておらず、不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

人事課監察室で保有する文書全ての内で“文書が広い”と考えられるもの（“文書が広い”とは A0 サイズの文書のこと）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
28. 7. 29	諮問
同 日	実施機関から弁明書の写しを受理
29. 2. 1 (第511回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
29. 6. 30 (第524回審査会)	審議
29. 7. 31	答申